

ネーミングライツ導入対象施設・事業一覧

① 橋本北消防署訓練塔

施設所在地	橋本市小峰台1丁目32-7		
施設所管課	消防本部		
施設概要	本市北部の消防・救急活動の拠点として平成23年に開設された「橋本北消防署」には、消防士が実践的な訓練を行うための訓練塔があります。日々の訓練を通じて、市民の安全・安心の確保に努めています。訓練塔は道路沿いに位置しており、道路からの視認性が高い立地です。		
愛称等の条件	・愛称末尾には、「訓練塔」を付けてください。 (例)〇〇〇訓練塔 ・企業名称等は、法人名・商品名・ブランド名等で、呼びやすく簡潔なものとしします。 ・表記は日本語または英語アルファベットに限ります。 ・企業ロゴ・マークの使用は可(商標登録であることが条件)。		
表示条件		・掲出方法:懸垂幕(幅0.85m×縦5～8m以内) ・掲出位置:写真黄色箇所 ・材質等:風雨・日光等に十分耐えるもの ・懸垂幕の作成費用および維持管理費用は全てパートナー負担 ※台風等の強風時は一時撤去を行う場合があります。 ※ネーミングライツ懸垂幕とは別の場所に、消防本部が懸垂幕を掲示する場合があります。	
希望金額	年額 60 万円以上(消費税別途)	契約期間	3年以上5年以内
最低金額	年額 30 万円以上 (消費税別途。左記の金額を下回る応募は不可とします。)		

② 橋本市浄水場(管理棟・高区浄水池)

施設所在地	・橋本市隅田町真土 100		
施設種別	・浄水場及び高区浄水池	運営形態	・民間委託
施設概要	【管理棟】 ・地上2階、地下1階 ・延床面積 4776.23 ㎡ ・建築年度 1979 年  【高区浄水池】 ・延床面積 420 ㎡ ・容量 4000 ㎡ ・建築年度 2000 年 		
施設所管課	水道事業(水道経営課・水道施設課)		
愛称等の条件	・「橋本市」及び「浄水場」の名称は使用すること。 愛称は下記例のとおり「橋本市浄水場」の字句を使用するものとします。企業名称等とは、法人名・商品名・ブランド名等で、呼びやすい簡潔なものとし、日本語及び英語アルファベットによる表記に限ります。ただし、企業ロゴ・企業マークについてはこの限りではありません。なお、企業ロゴ・企業マークについてはネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。 □□□(企業名称等)＋橋本市浄水場 橋本市＋□□□(企業名称等)＋浄水場 橋本市浄水場 Supported by △△△(企業名称等) ※広告面積はタンクには5㎡以下、その他は20㎡以下 建物周りのフェンスに設置可能(要協議) 自立式看板の設置も可能(高さ10m以内、要協議)		
希望金額	・年額100万円以上(消費税別途)	契約期間	・3年以上5年以内
最低金額	・年額50万円以上(消費税別途。左記の金額を下回る応募は不可とします。)		

③ 西部配水池

施設所在地	・橋本市さつき台 2-478-28		
施設種別	・配水池	運営形態	・民間委託
施設概要	・延床面積 260 m² ・容量 1,640 m³ ・建築年度 1997 年 		
施設所管課	水道事業(水道経営課・水道施設課)		
愛称等の条件	・「橋本市」及び「配水池」の名称は使用すること。 愛称は下記例のとおり「橋本市」及び「配水池」の字句を使用するものとします。企業名称等とは、法人名・商品名・ブランド名等で、呼びやすい簡潔なものとし、日本語及び英語アルファベットによる表記に限ります。ただし、企業ロゴ・企業マークについてはこの限りではありません。なお、企業ロゴ・企業マークについてはネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。 □□□(企業名称等)＋橋本市配水池 橋本市＋□□□(企業名称等)＋配水池 橋本市配水池 Supported by △△△(企業名称等) ※広告面積はタンクは5m²以下、その他は20m²以下 建物周りのフェンスに設置可能(要協議) 自立式看板の設置も可能(高さ10m以内、要協議)		
希望金額	・年額40万円以上(消費税別途)	契約期間	・3年以上5年以内
最低金額	・年額20万円以上(消費税別途。左記の金額を下回る応募は不可とします。)		

④ 西部低区配水池・西部高区配水池

施設所在地	(高野口公園内) 【西部低区配水池】橋本市高野口町名倉 1142-12 【西部高区配水池】橋本市高野口町名倉 1371-2 ※1ヵ所のみ利用も可		
施設種別	配水池	運営形態	・民間委託
施設概要	【西部低区配水池】 ・延床面積 200 m² ・容量 1500 m³ ・建築年度 2004 年  【西部高区配水池】 ・延床面積 350 m² ・容量 1200 m³ ・建築年度 1985 年 		
施設所管課	水道事業(水道経営課・水道施設課)		
愛称等の条件	・「橋本市」及び「低区配水池」又は「高区配水池」の名称は使用すること。 愛称は下記例のとおり「橋本市浄水場」の字句を使用するものとします。企業名称等とは、法人名・商品名・ブランド名等で、呼びやすい簡潔なものとし、日本語及び英語アルファベットによる表記に限ります。ただし、企業ロゴ・企業マークについてはこの限りではありません。なお、企業ロゴ・企業マークについてはネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。 □□□(企業名称等)＋橋本市○○配水池 橋本市＋□□□(企業名称等)＋○○配水池 橋本市○○配水池 Supported by △△△(企業名称等) ※ ○○には「低区」又は「高区」が入ります ※ 広告面積はタンクは5m²以下、その他は20m²以下 建物周りのフェンスに設置可能(低区配水池のみ、要協議) 自立式看板の設置も可能(高さ10m以内、要協議)		

希望金額	・配水池1ヵ所あたり年額20万円以上、低区・高区セット価格30万円以上(消費税別途)	契約期間	・3年以上5年以内
最低金額	・年額10万円以上、低区・高区セット価格15万円以上(消費税別途。左記の金額を下回る応募は不可とします。)		

⑤ 細川中継ポンプ場

施設所在地	・橋本市城山台四丁目 2-2		
施設種別	・中継ポンプ場	運営形態	・民間委託
施設概要	・延床面積 420 m² ・建築年度 1979 年度 		
施設所管課	水道事業(水道経営課・水道施設課)		
愛称等の条件	・「橋本市」及び「中継ポンプ場」の名称は使用すること。 愛称は下記例のとおり「橋本市」及び「中継ポンプ場」の字句を使用するものとします。企業名称等とは、法人名・商品名・ブランド名等で、呼びやすい簡潔なものとし、日本語及び英語アルファベットによる表記に限ります。ただし、企業ロゴ・企業マークについてはこの限りではありません。なお、企業ロゴ・企業マークについてはネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。 □□□(企業名称等)＋橋本市中継ポンプ場 橋本市＋□□□(企業名称等)＋中継ポンプ場 橋本市中継ポンプ場 Supported by △△△(企業名称等) ※広告面積はタンクは5m²以下、その他は20m²以下 建物周りのフェンスに設置可能(要協議) 自立式看板の設置も可能(高さ10m以内、要協議)		
希望金額	・年額40万円以上(消費税別途)	契約期間	・3年以上5年以内
最低金額	・年額20万円以上(消費税別途。左記の金額を下回る応募は不可とします。)		

⑥ 歩道橋

施設所在地	【あやの台歩道橋(北側)】 (橋本市あやの台一丁目 4-6番地先) 市道慶賀野垂井線に跨る歩道橋です		
			
施設所管課	・都市整備課		
愛称等の条件	・愛称末尾には、「歩道橋」を入れてください。愛称は、企業名称等及び歩道橋の名称を含め下記例のとおりとします。企業名称等とは、法人名・商品名・ブランド名等で、呼びやすい簡潔なものとし、日本語及び英語アルファベットによる表記に限りです。また、企業ロゴ・企業マークは不可とします。 □□□会社 + 歩道橋		
希望金額	年額30万円以上(消費税別途)1橋あたり	契約期間	3年以上5年以内
最低金額	年額 15 万円以上 1 橋あたり(消費税別途。左記の金額を下回る応募は不可とします。)		
その他	ア)愛称は、歩道橋の名称を含め、下記の例の通りとします。 例)□□□会社 林間田園都市駅前歩道橋 → 企業名等 + 歩道橋 イ)愛称は、企業名、商品名等を含む日本語及びアルファベットによる文字表示を可としますが、ロゴマーク等文字以外の表示は不可とします。 ウ)表示可能箇所は、歩道橋の主桁部分とし、両面に 1 箇所ずつまでとします。表示面積は1面で最大 5㎡まで、1文字の大きさは30cm×30cm までとします。※歩道橋の形状や信号・標識の添架状況により表示可能な面積が限られる場合があります。 エ)表示方法は、歩道橋の表面にシール貼り付け又は塗装するものとします。 オ)色彩は、単色とします。ただし、蛍光色、反射色および赤、黄色等の原色等安全な交通の支障になる色を除きます。 カ)愛称の表示及び消去は、パートナーが道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条の許可を受けて施行するものとします。 キ)愛称の表示は間隔を空けずに一連に並べて表示するものとします。既設案内標識等により一連に表示することが困難な場合は、別途協議するものとします。 ク)施工費用及び契約期間中の名称部分の維持管理費用は、すべてパートナーの負担とします。なお、橋本市の業務上やむを得ない事由が生じた場合、歩道橋に標示している愛称の一時撤去等を行う場合があります。再度、標示を必要とする場合は、パートナーの負担とします。 カ)不適切な愛称の例 ・近隣の地域名を含む等、施設の所在地を誤認させるような名称 ・飲酒運転、危険運転を推奨、連想させるようなものを含む名称 ・信号や交通標識と誤認させるようなものを含む名称(進入禁止、通行止め等) キ)その他注意事項 ・原則として、歩道橋は現状有姿で、表示可能な範囲に名称を標示いただくことになります。(既存の信号、案内標識等の移設は行いません。)そのため、歩道橋の構造、形状等及び既存の信号、案内標識等の設置状況によっては、希望の面積を確保できない場合があります。 ・愛称表示のデザインは周辺地域の景観と調和を図ってください。		

⑦ いきいきルーム

事業実施時期	通年																		
事業実施場所	橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター1階																		
事業種別	事業	運営形態	委託																
事業基本情報	トレーニング機器の使用や集団運動等により市民の健康寿命の延伸を図るために設置 (面積等: <table><tr><td>ルーム</td><td>面積(㎡)</td></tr><tr><td>トレーニングルーム(受付・スタッフルーム含)</td><td>149 ㎡</td></tr><tr><td>和室</td><td>38 ㎡</td></tr><tr><td>更衣室(シャワー室含)</td><td>19 ㎡</td></tr></table> (2)休館日:日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日) その他イベント等の行事による臨時休業日 (3)開館日時: <table><tr><td>曜日</td><td>時間</td></tr><tr><td>月・水・金・土</td><td>9時から17時まで</td></tr><tr><td>第2・第4金</td><td>13時から17時まで</td></tr><tr><td>火・木</td><td>12時から20時まで</td></tr></table>			ルーム	面積(㎡)	トレーニングルーム(受付・スタッフルーム含)	149 ㎡	和室	38 ㎡	更衣室(シャワー室含)	19 ㎡	曜日	時間	月・水・金・土	9時から17時まで	第2・第4金	13時から17時まで	火・木	12時から20時まで
ルーム	面積(㎡)																		
トレーニングルーム(受付・スタッフルーム含)	149 ㎡																		
和室	38 ㎡																		
更衣室(シャワー室含)	19 ㎡																		
曜日	時間																		
月・水・金・土	9時から17時まで																		
第2・第4金	13時から17時まで																		
火・木	12時から20時まで																		
事業参加(利用)実績	【令和7年度実績】 利用者数(延べ人数):17,364 人、登録者数:5,911 人(R8.3.31 時点)																		
事業要	各種トレーニングマシンが充実し、健康増進・筋力アップなど、個々のニーズに合わせたトレーニングが行えます。マシントレーニングは簡単に鍛えたい筋肉を正しく鍛えることができる合理的なトレーニング法です。運動習慣のない方や、体力の衰えた高齢者の方も無理なく、筋力を鍛えることができます。 																		
事業所管課	いきいき健康課																		
愛称等の条件	愛称は下記例のとおり「いきいきルーム」の字句を使用するものとします。企業名称等とは、法人名・商品名・ブランド名等で、呼びやすい簡潔なものとし、日本語及び英語アルファベットによる表記に限ります。ただし、企業ロゴ・企業マークについてはこの限りではありません。なお、企業ロゴ・企業マークについてはネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。 □□□(企業名称等)＋いきいきルーム(施設名) いきいきルーム(施設名) Supported by △△△(企業名称等)																		
希望金額	・年額60万円以上(消費税別途)	契約期間	・1年以上5年以下																
最低金額	・年額30万円以上(消費税別途。左記の金額を下回る応募は不可とします。)																		

⑧ 学校図書館 蔵書・新聞整備事業

事業実施時期	通年		
事業実施場所	市立小学校(14校)、中学校(5校) エントリー1件につき、希望する1校のネーミングに関する権利を有するものとする。		
事業種別	事業	運営形態	直営
事業基本情報	学校図書館は小中学生が本に出会い、読書の楽しさを実感する施設です。子供時代に身についた読書習慣は、大人になってもかけがえのない財産となります。本市では専任の学校司書を配置してその整備に力を入れており、開館時間になると本好きの子供たちが図書館に集います。国でも学校図書館の蔵書の充実、新聞(一般紙)の配架が求められており、書籍の整備や一般紙の配架を計画的に進めています。		
事業参加(利用)実績	○市立小学校 紀見小(274)、柱本小(95)、境原小(133)、橋本小(231)、学文路小(48)、清水小(50)、隅田小(219)、あやの台小(314)、恋野小(44)、西部小(162)、城山小(266)、三石小(251)、高野口小(225)、応其小(283) ○市立中学校 橋本中央中(268)、隅田中(272)、紀見東中(287)、紀見北中(162)、高野口中(195) ※()内はR7.5.1 現在の児童生徒数(図書館を利用する児童生徒数)		
事業概要	学校図書館に専用の配架スペースを設置します。ネーミングライツにより整備した書籍、新聞は専用スペースに配架します。配架スペース及び書籍には愛称を表示します。 		
事業所管課	学校教育課		
愛称等の条件	● 愛称は法人名・商品名・ブランド名等で呼びやすい簡潔なものの末尾に「図書」「文庫」「ライブラリ」等の図書、図書館を意味する単語を付したものとします。教育施設の一部に相応しい愛称とすること。 (例)「□□□図書」、「△△△文庫」 表記は、日本語及び英語アルファベットによるものに限ります。ただし、企業ロゴ・企業マークについてはこの限りではありませんが、ネーミングライツパートナーが知的財産権を有することが前提となります。		
希望金額	・年額50万円以上(消費税別途)	契約期間	・3年以上5年以内
最低金額	・年額25万円以上(消費税別途。左記の金額を下回る応募は不可とします。)		